



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年3月13日火曜日 第2350号

◇ 目 次 ◇ 告 示

特約業者の指定の取消し.....	190
救急病院の協力申出.....	190
愛媛県観光物産センターの指定管理者の名称の変更.....	190
廃川敷地等の発生（2件）.....	190
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	191
基本測量の実施の通知.....	191
公共測量の終了の通知.....	191
建築士事務所の監督処分.....	192
建設業者の許可の取消し.....	192
道路の供用開始（一般国道494号）.....	192

公 告

技能検定の合格者.....	193
---------------	-----

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	201
政治団体の届出事項の異動の届出.....	201

正 誤

平成24年2月14日付け第2342号愛媛県告示第189号（道路の供用開始（県道長浜中村線））中.....	201
--	-----

告 示

○愛媛県告示第306号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成24年3月13日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
日野石油株式会社 代表取締役 日野和典	伊予市下吾川1982-4	平成24年1月31日

○愛媛県告示第307号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成24年3月13日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者名	認定の有効期限
医療法人社団久和会立花病院	新居浜市喜光地町1丁目13番29号	医療法人社団久和会	平成27年3月9日まで

○愛媛県告示第308号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第12条第2項の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成24年3月13日

愛媛県知事 中村時広

- 1 公の施設の名称
愛媛県物産観光センター
- 2 指定管理者の名称

変更前	社団法人愛媛県観光協会
変更後	社団法人愛媛県観光物産協会

- 3 変更年月日
平成24年3月1日

○愛媛県告示第309号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県南予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月13日

愛媛県知事 中村時広

- 1 河川の名称
一級河川渡川水系奴田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成24年3月13日
- 3 廃川敷地等の位置
左岸 北宇和郡松野町大字豊岡1707番地先
右岸 北宇和郡松野町大字豊岡3001番1地先から
北宇和郡松野町大字豊岡3011番12地先まで
左岸 北宇和郡松野町大字豊岡1707番地先
右岸 北宇和郡松野町大字豊岡3015番2地先
及び
右岸 北宇和郡松野町大字豊岡3011番12地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 42.83平方メートル

○愛媛県告示第310号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県南予地方局愛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年3月13日

愛媛県知事 中村時広

- 1 河川の名称
二級河川惣川水系赤木川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成24年 3月13日
- 3 廃川敷地等の位置
左岸 南宇和郡愛南町中川867番 1地先から
南宇和郡愛南町中川846番 2地先まで
右岸 南宇和郡愛南町中川862番 2地先の公有地地先から
南宇和郡愛南町中川848番 2地先の公有地地先まで
及び
左岸 南宇和郡愛南町中川846番 1地先から
南宇和郡愛南町中川824番地先まで
右岸 南宇和郡愛南町中川847番 1地先から
南宇和郡愛南町中川805番 1地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 4,419.93平方メートル

- 65点は、64点から真北32度50分18秒5.95メートルの地点
- 66点は、65点から真北35度30分01秒5.70メートルの地点
- 67点は、66点から真北38度00分01秒2.93メートルの地点
- 68点は、基点から真北180度07分44秒514.37メートルの地点
- 69点は、68点から真北40度52分58秒0.36メートルの地点
- 70点は、69点から真北42度21分03秒4.95メートルの地点
- 71点は、70点から真北43度52分10秒5.22メートルの地点
- 72点は、71点から真北45度28分59秒5.41メートルの地点
- 73点は、72点から真北47度11分11秒5.08メートルの地点
- 74点は、73点から真北47度23分12秒0.81メートルの地点
- 75点は、74点から真北48度59分29秒6.18メートルの地点
- 76点は、75点から真北46度37分29秒8.02メートルの地点
- 77点は、76点から真北46度34分04秒0.21メートルの地点
- 78点は、77点から真北46度39分49秒0.82メートルの地点
- 79点は、78点から真北46度36分32秒18.97メートルの地点
- 80点は、79点から真北46度37分06秒7.26メートルの地点
- 81点は、80点から真北315度47分11秒1.57メートルの地点
- 82点は、81点から真北46度43分44秒 3.91メートルの地点
- 83 - 1点は、82点から真北136度01分28秒1.56メートルの地点

○愛媛県告示第311号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、上島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成24年 3月13日

弓削港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村 時 広

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
愛媛県
松山市一番町四丁目4番地2
代表者 愛媛県知事 中村 時広
松山市岩崎町一丁目7番地7号

2 埋立区域

(1) 位置

2 - 1 工区

越智郡上島町弓削太田189番から同108番までの地先公有水面

(2) 区域

2 - 1 工区

次の60点から67点までを順次直線で結んだ線、67点と60点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.83メートル）における陸と公有水面との接する線、68点から84 - 3点までを順次直線で結んだ線並びに84 - 3点と68点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+1.83メートル）における陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点（越智郡上島町弓削下弓削119番地先の岳ノ下防波堤に設置した金属鉾）は、北緯34度15分30秒、東経133度12分05秒の地点

60点は、基点から真北182度10分22秒544.63メートルの地点

61点は、60点から真北303度06分40秒1.74メートルの地点

62点は、61点から真北32度41分08秒3.23メートルの地点

63点は、62点から真北39度58分53秒2.32メートルの地点

64点は、63点から真北30度23分26秒4.80メートルの地点

- 83 - 2点は、83 - 1点から真北46度36分55秒8.84メートルの地点
- 84 - 1点は、83 - 2点から真北46度36分47秒20.00メートルの地点
- 84 - 2点は、84 - 1点から真北46度01分42秒2.00メートルの地点
- 84 - 3点は、84 - 2点から真北136度37分26秒7.37メートルの地点

(3) 面積

2 - 1 工区 1,373.80平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成17年 2月28日 愛媛県指令16港第727号

4 しゅん功認可年月日

平成24年 3月13日

○愛媛県告示第312号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年 3月13日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（精密地形調査）
- 2 作業期間 平成24年 3月14日から
平成25年 3月31日まで
- 3 作業地域 松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、大洲市、伊予市、西予市、上島町、松前町、伊方町

○愛媛県告示第313号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国

道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（1 / 2,500地形図作成）
- 2 作業期間 平成23年 9月26日から
平成24年 2月29日まで
- 3 作業地域 松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町

○愛媛県告示第314号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定により、次のとおり建築士事務所の監督処分を行った。

平成24年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 監督処分をした年月日
平成24年 3月 2日

2 監督処分を受けた建築士事務所

- (1) 名称及び所在地
一級建築士事務所塩田構造・積算設計
西条市円海寺7番地5
- (2) 開設者の氏名
塩田 隆彦
- (3) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
一級建築士事務所
- (4) 登録番号
愛媛県知事登録第1911号
- 3 監督処分の内容
平成24年 4月 1日から 4月間の建築士事務所の閉鎖
- 4 監督処分の原因となった事実
建築士事務所を管理する建築士が建築士法第10条第1項の規定による処分を受けたこと。

○愛媛県告示第315号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-21)第2346号	平成22年2月28日	河窪建設(株)	河窪 秀明	松山市北吉田町1038	平成24年2月9日	土木工事業	建設業の廃止(一部)
(特-21)第11880号	平成21年6月22日	(株)イーピー	東 晴彦	松山市南高井町1683-5	平成24年2月15日	建築工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-19)第9614号	平成19年9月24日	宮榮建設	宮榮 英志	松山市和気町2-862-55	平成24年2月27日	建築工事業	建設業の廃止
(般-22)第15821号	平成22年10月5日	(有)聖組	中岡 誠司	伊予市上三谷甲1863	平成24年2月28日	建築工事業 石工事業 管工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	東温市河之内字猪ノ谷乙1535番4から 同市河之内字金屋敷乙1559番2まで	平成24年 3月13日

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成23年12月5日から平成24年2月19日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成24年 3月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

機械加工

特級

受 検 番 号
A 甲 1

機械検査（機械検査作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 10	B 1

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18
A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22	A 甲 23	A 甲 24
A 甲 25	A 甲 26	A 甲 27	A 甲 28	A 甲 29	A 甲 30
A 甲 31	A 甲 32	A 甲 34	A 甲 36	A 甲 38	A 甲 39
A 甲 41	A 甲 43	B 1	B 2	B 3	B 4
B 5					

機械保全（機械系保全作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 9	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19
A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22	A 甲 23	A 甲 24	A 甲 25
A 甲 28	A 甲 29	A 甲 30	A 甲 31	A 甲 32	A 甲 33
A 甲 34	A 甲 35	A 甲 37	A 甲 38	A 甲 39	A 甲 40
A 甲 44	A 甲 45	A 甲 46	A 甲 47	A 甲 48	A 甲 51
A 甲 52	A 甲 54	A 甲 57	B 2	B 5	B 6
B 7	B 10	B 12	B 14	B 18	C 1
C 2	C 4	C 7	C 8	C 10	C 11

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 6	A 甲 8	A 甲 9
A 甲 11	A 甲 12	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17

A甲 19	A甲 22	A甲 23	A甲 24	A甲 26	A甲 27
A甲 30	A甲 31	A甲 34	A甲 35	A甲 36	A甲 37
A甲 38	A甲 39	A甲 40	A甲 41	A甲 42	A甲 43
A甲 44	A甲 46	A甲 47	A甲 48	A甲 49	A甲 50
A甲 51	A甲 52	A甲 55	A甲 57	A甲 58	A甲 60
A甲 61	A甲 62	A甲 63	A甲 64	A甲 65	A甲 68
A甲 69	A甲 72	A甲 74	A甲 77	A甲 78	A甲 79
A甲 80	A甲 81	A甲 82	A甲 83	A甲 85	A甲 86
A甲 87	A甲 89	A甲 92	A甲 93	A甲 96	A甲 97
A甲 98	A甲 100	A甲 102	A甲 103	A甲 104	A甲 106
A甲 107	A甲 108	A甲 109	A甲 123	A甲 124	A甲 125
A甲 126	B 2	B 3	B 5	B 7	B 9
B 10	B 13	B 15	C 1	C 2	C 3
C 8	C 10	C 12	C 13	C 16	C 17

機械保全（電気系保全作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 4	B 2	C 4	D 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 C 3	A甲 2	A甲 4	A甲 6	A甲 8	C 1

機械保全（設備診断作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 3	C 4	C 9

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 4	B 1	C 2	C 5

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 3	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	B 1

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
---------	---------	---------	---------	---------	---------

A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 9
A 甲 10	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18
A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22	A 甲 23	A 甲 24
A 甲 25	A 甲 26	A 甲 27	A 甲 28	A 甲 29	B 1
B 2					

半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 7	A 甲 10	B 2	C 1	C 2

自動販売機調整（自動販売機調整作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 1

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 14	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 9	A 甲 12	A 甲 13

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 2

農業機械整備（農業機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 A 甲 10	A 甲 3 B 3	A 甲 4 C 1	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 9

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号

A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 9
A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14	B 2
B 3	B 4	C 1			

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 4	A 甲 3	A 甲 4	B 1	B 3	C 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 1	A 甲 2 B 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 8

強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

石材施工（石材加工作業）

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

パン製造（パン製造作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 2	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	C 1

菓子製造（洋菓子製造作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号
A 甲 2

菓子製造（和菓子製造作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 5	B 1	C 1

建築大工（大工工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 6	C 8	C 9	C 10

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13
A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16			

かわらぶき（かわらぶき作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 5	C 3	C 5

配管（建築配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 6	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10
B 1	B 2	B 3			

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 2	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 8	C 1

配管（プラント配管作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4

型枠施工（型枠工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 5	A 甲 8	A 甲 9	B 1	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 1 C 7	C 2 C 9	C 3 C 10	C 4 C 12	C 5 C 13	C 6 C 16

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7 A 甲 17 C 7	A 甲 2 A 甲 11 C 1	A 甲 3 A 甲 13 C 2	A 甲 4 A 甲 14 C 3	A 甲 5 A 甲 15 C 5	A 甲 6 A 甲 16 C 6

2級

受 検 番 号
A 甲 1

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 5

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4

防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1	C 2	C 3	C 4

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 C 6	C 1	C 2	C 3	C 4	C 5

2級

受 検 番 号
A 甲 1

ガラス施工（ガラス工事作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 1

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	C 1	C 2

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号

A甲 5 C 8	A甲 7 C 10	A甲 13 C 13	A甲 17	C 3	C 5
-------------	--------------	---------------	-------	-----	-----

3級

受 検 番 号
A甲 2

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1級

受 検 番 号
A甲 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5

金属材料試験（組織試験作業）

2級

受 検 番 号
A甲 1

塗装（鋼橋塗装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 2 C 11	C 1 D 1	C 2 D 2	C 4 D 3	C 5 D 4	C 7 D 5

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 3	A甲 4	B 1	C 1

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

単一等級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2	B 3

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成24年 3月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
愛媛県歯科衛生士連盟	太田 一 恵	梶 田 加 代	松山市桑原四丁目16 - 1	平成24年 2月 3日	
中村敬治後援会	小 西 勝 茂	大 塚 征 喜	西予市宇和町山田1856	平成24年 2月10日	
三瀬武男後援会	柴 田 喜 彰	井 上 登	西予市野村町釜川3 - 138	平成24年 2月13日	
西予維新の会	元 親 孝 志	明 智 祥 勝	西予市宇和町卯之町一丁目170 - 12	平成24年 2月15日	
兼頭一司後援会	兼 頭 一 司	兼 頭 一 司	越智郡上島町弓削久司浦720	平成24年 2月20日	
さくち純一後援会	二 宮 宣 雄	井 上 藤 一 郎	西予市宇和町岩木349 - 1	平成24年 2月22日	
自由民主党久万高原支部	玉 井 春 鬼	宇都宮 春 生	上浮穴郡久万高原町日野浦1397	平成24年 2月29日	政党の支部

○愛媛県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成24年 3月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
明日の宇和島を考える会	会 計 責 任 者	仲 田 皆 子	末 光 博 子	平成24年 2月 1日	
みつびき重郎後援会	代 表 者	三 曳 重 郎	河 野 一 俊	平成24年 2月15日	
八束正後援会	代 表 者	伊 藤 芳 幸	河 野 孝	平成24年 2月15日	

正 誤

○正 誤

平成24年 2月14日付け第2342号愛媛県告示第189号（道路の供用開始（県道長浜中村線））中

ページ	箇 所	誤	正
98	供用開始の区間欄中	同市柴甲781番4	同市柴甲778番4